



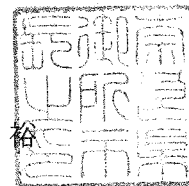
御所市公告第64号

調達公告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するため、次の通り公告する。

令和2年7月22日

御所市長 東川 裕



1. 業務概要

(1) 委託業務名

御所市 GIGA スクール構想の実現のための情報端末等の導入における業務委託

(2) 業務委託の内容

別紙「御所市 GIGA スクール構想の実現のための情報端末等の導入における業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から60ヶ月

(4) 初年度の提案上限額

100,335,000円(消費税及び地方消費税を含む。)なお、消費税率は10%とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに応募するものは次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

御所市の児童生徒数と同等またはそれ以上の全国他自治体または私学において、端末の導入及び運用・保守の実績があること。

(2) 御所市の児童生徒数と同等またはそれ以上の全国他自治体または私学において、端末の導入及び運用・保守の実績があること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がない者。

- (6) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。
- (7) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

3. 参加手続

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。公募型プロポーザル参加申込書、提案書及び添付書類の提出により、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。その結果、1事業者を受託候補者として選定する。その手続きは実施要項に定める様式等により行うものとする。

4. 実施要項等の配布

(1) 実施要項及び仕様書の配布方法

御所市ホームページよりダウンロードまたは御所市教育委員会事務局教育総務課にて配布

(2) 配布期間

令和2年7月22日(水)から8月4日(火)まで

5. 担当する部局の名称

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3(新館3階)

御所市役所 教育委員会 教育総務課（担当:山本・新井）

TEL:0745-62-3001(内線:661) FAX:0745-62-8510

E-mail: kyouiku@city.gose.nara.jp